

令和 8年 4月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

姫路市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰によるエネルギー費用の負担を軽減し、もって家庭部門におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的として交付する姫路市省エネ家電買換え促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ家電 一定以上の省エネルギー性能を有する家庭用電気機械器具をいう。
- (2) 買換え設置 現に居住する市内の住宅に設置されている家電製品を適正に処分し、新たに購入する同一品目の省エネ家電に置き換えることをいう。
- (3) 登録店舗 市長が別に定める店舗登録実施要領に基づき登録された市内に所在する店舗をいう。

(補助対象製品)

第3条 補助金交付の対象となる省エネ家電（以下「補助対象製品」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定めるものであること。
 - ア エアコンディショナー 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上（目標年度2027年度）のもの

イ 電気冷蔵庫 日本産業規格（J I S規格）C 9 9 0 1に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上（目標年度2021年度）のもの。ただし、冷凍庫のみの機能を有する製品を除く。

- (2) 登録店舗で自らが購入したものであること。
- (3) 第5条第1項に規定する補助対象経費が3万円以上であること。
- (4) 住民票に記載された住所と同じ住所に買換え設置をした新品であるものであること。
- (5) 市長が別に定める購入期間に購入したものであること。
- (6) 国、地方公共団体その他の団体等による他の補助金を受けて購入するものでないこと。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第7条の規定による申請の日において、本市に住所を有すること。（住民票により本市に住所を有することを確認できる者に限る。）
- (2) 世帯主であること。（住民票により世帯主であることを確認できる者に限る。）
- (3) 市税に滞納がないこと。
- (4) 姫路市暴力団排除条例（平成24年条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に該当する者及び当該者と同一の世帯に属する者が過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがある場合は、補助対象者としなない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象製品の本体の購入費用（ポイント、クーポン券、商品券等による割引がある場合は、割引後の額）とする。ただし、補助対象製品の本体の購入に付随する次に掲げる費用等を除く。

- (1) 補助対象製品の設置に要する費用、当該設置に必要な部品及び付帯設備等の費用並びに運搬料
- (2) リサイクル処理に係る費用
- (3) 消費税及び地方消費税
- (4) その他補助対象製品の本体の購入費用と認められない費用

2 補助対象製品を複数台購入した場合の補助対象経費は、前項の規定により算出した金額の合計額とする。この場合において、補助対象経費として認められる台数については第3条第1号ア又はイに掲げる区分に応じて各3台までとし、かつ、同号ア又はイの区分に関わらず、同一日に同一店舗で購入したもののみ対象とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の表の補助対象経費の欄に掲げる区分に応じ、同表補助金の額の欄に定める額とする。

補助対象経費	補助金の額
3万円以上6万円未満	1万円
6万円以上9万円未満	2万円
9万円以上12万円未満	3万円
12万円以上15万円未満	4万円
15万円以上18万円未満	5万円
18万円以上21万円未満	6万円
21万円以上	7万円

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請期間に、姫路市省エネ家電買換え促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認をすることができる書類（顔写真付きのものにあつては1点、それ以外のものにあつては2点）の写し
- (2) 世帯全員の住民票の写し

- (3) 市税の滞納無証明書の写し
- (4) 補助対象経費に係る領収書又はレシートの写し
- (5) 登録店舗において発行される登録店舗記入用紙
- (6) 家電リサイクル券（排出者控え）の写し
- (7) 次に掲げる要件の全てを満たす省エネ家電の設置後の写真
 - ア 省エネ家電の設置状況の全体が分かるものであること。
 - イ 製品に表示されている電気機械器具品質表示規程（平成29年消費者庁告示第6号）別表第1エアコンディショナーの項又は電気冷蔵庫の項に定める事項が確認できるものであること。
- (8) 補助金の振込先の口座（申請者本人のものに限る。）を確認できる書類（口座名義人及び口座番号が明記された通帳、キャッシュカード等の写し）
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項第2号及び第3号の規定にかかわらず、申請者は、同項の規定による申請時に、市長が申請者の住民基本台帳及び市税の課税状況等に関する情報を閲覧及び調査することについて同意することで、同項第2号及び第3号に定める書類の提出を省略することができる。

3 第1項の規定による申請は、郵送、窓口又は電子申請により行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による申請を電子申請によって行う場合は、補助金交付申請書の提出を要しない。この場合において、申請者は、補助金交付申請書と同一の項目を具備した当該電子申請システムに入力し、第1項各号に掲げる書類を添付の上、市長に同項の規定により申請するものとする。

（申請の受付）

第8条 前条第1項の規定による申請の受付は、先着順に行うものとする。

2 補助金の申請金額の総額が予算の範囲を超えると市長が認める日における前条第1項の規定による申請の受付順は、抽選により決定するものとする。

（交付決定）

第9条 市長は、第7条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認めたとときにあつては、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、補

助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定したときにあつては補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第10条 前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求がなされた場合、交付決定者に補助金を支払うものとする。

（申請の取下げ）

第11条 交付決定者は、交付申請を取り下げる場合は、交付決定の通知の受けた日から起算して15日以内に、補助金交付申請の取下げについて（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を交付目的以外の用途に使用した場合
- (3) この要綱の規定に違反したと認められる場合

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第6号）により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（財産処分の制限）

第14条 補助金の交付を受けた者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間において、省エネ家

電を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、市長より財産取得の処分等に関する承認通知書（様式第8号）を受けた場合は、この限りでない。

（状況調査等）

第15条 市長は、補助金の交付事務の適切かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助金の交付を受けた者に対して報告を求め、又は現地調査を行うものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

姫路市省エネ家電買換え促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

提出日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

姫路市長様

姫路市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請及び実績報告をします。

1 申請者(購入者)

フリガナ			
名前	(注)申請者は住民票の世帯主である必要があります。		
世帯主以外が申請する場合	世帯主以外が申請する場合は右に☑をいれてください。 (注)事前に事務局に連絡し承諾を得る必要があります。	<input type="checkbox"/>	
生年月日	年	月	日
住所	〒 - - 姫路市 (注)住所は住民票と一致する必要があります。		
電話番号	-	-	(続柄) 本人
電話番号 (※)(任意)	-	-	(続柄)
E-mail (任意)	@ (注)お持ちでない場合は、記入不要です。		

2 購入情報

購入日	令和	年	月	日
購入店舗名				
購入台数	エアコン()台		冷蔵庫()台	
エアコン 型番	①	設置日(月 日)		
	②	設置日(月 日)		
	③	設置日(月 日)		
冷蔵庫 型番	①	設置日(月 日)		
	②	設置日(月 日)		
	③	設置日(月 日)		
設置場所	購入商品を左記の住所に設置しました。 (間違いないければ、右に☑をいれてください。)			<input type="checkbox"/>

(注1)エアコン、冷蔵庫それぞれ最大3台までが対象となります。
(注2)同一購入日、同一店舗での購入のみ対象です。

(※)連絡が取れない場合のため、家族等の連絡先及び続柄を記入してください。該当する連絡先がない場合は、記入不要です。

4 添付書類

次の全ての書類がそろっていることを確認し、☑を入れてください。

No.	チェック リスト	添付書類	注意事項
①	<input type="checkbox"/>	補助金交付請求書(様式第4号)	請求額が補助決定額と異なる場合は、再提出を依頼します。
②	<input type="checkbox"/>	身分証明書(運転免許証等)の写し	上記の申請者の住所と一致する必要があります。
③	<input type="checkbox"/>	領収書またはレシートの写し	上記の購入日と日付が一致する必要があります。
④	<input type="checkbox"/>	登録店舗記入用紙	購入時に登録店舗から発行されたものを添付してください。
⑤	<input type="checkbox"/>	家電リサイクル券(排出者控え)の写し	購入商品と同一品目、同一数のリサイクル券が必要です。(申請者と一致)
⑥	<input type="checkbox"/>	補助対象製品の設置後の写真①	「設置状況がわかる全体像」の写真を添付してください。
⑦	<input type="checkbox"/>	補助対象製品の設置後の写真②	「製品に貼付されている品質表示板」の写真を添付してください。
⑧	<input type="checkbox"/>	口座名義人、口座番号が明記された通帳、キャッシュカード等の写し	申請者本人のものである必要があります。
⑨	住民票閲覧同意欄 (右のどちらかにチェック)	同意する <input type="checkbox"/>	※同意しない場合は、世帯全員の住民票の写しを添付してください。 ※同意する場合は、世帯全員の住民票の写しの添付は不要です。
		同意しない <input type="checkbox"/>	
⑩	市税納付状況調査同意欄 (右のどちらかにチェック)	同意する <input type="checkbox"/>	※同意しない場合は、市税滞納無証明書の写しを添付してください。 ※同意する場合は、市税滞納無証明書の写しの添付は不要です。
		同意しない <input type="checkbox"/>	

(⑩市税納付状況調査同意欄に同意する場合) 市税(延滞金を含む)の滞納がないことの誓約及び調査への同意

以下につき誓約・同意される場合は、☑を入れてください。

No.	チェック リスト	誓約及び同意内容
①	<input type="checkbox"/>	納期限(納税通知書に記載されている納期限)が到来している姫路市税(延滞金を含む)について全て納付済みであることを誓約します。
②	<input type="checkbox"/>	市税等納付状況の調査のため一定の時間を要することについて承知しました。

注)誓約、同意される場合、本市が滞納の有無を調査することがあります。調査には時間を要するため、証明書を添付した場合に比べ申請結果の通知が遅くなります。

4 補助金の申請額

登録店舗記入用紙に記載されている、補助額の算定内容を転記してください。

品目	本体価格(税抜き)		クーポン・ポイント・商品券で支払った場合のみ記入		
			クーポン・ポイント・商品券での支払額(B)	総支払額(税込み)(C)	C-Bの額(D)
エアコン	①	円	円	円	円
	(合計)(A)				
	②	円			
冷蔵庫	③	円	円	円	円
	①	円			
	②	円			
	③	円			

(注1)補助対象経費は本体総費用(税抜き)のみです。

(注2)補助対象経費に設置工事費、運搬料及びリサイクルに要する費用は含まれません。

(注3)ポイント・クーポン・商品券での支払額は補助の対象外です。

(注4)ポイント・クーポン・商品券での支払額は総支払額(税込み)から差し引きます。

補助対象経費		補助対象経費	補助額
(1) 原則: 本体価格(税抜き)の合計(A)を記入	円	21万円以上の場合 7万円	7万円
(2) クーポン、ポイント、商品券で支払った場合(A)と(D)の小さい方の額を記入	円		
		15万円以上18万円未満の場合 5万円	5万円
		12万円以上15万円未満の場合 4万円	4万円
		9万円以上12万円未満の場合 3万円	3万円
		6万円以上9万円未満の場合 2万円	2万円
		3万円以上6万円未満の場合 1万円	1万円
補助金の申請額	0,000 円		

5 振込先口座(申請者本人の口座に限る。)

金融機関	金融機関名		店名																	
預金種別	1. 普通預金			2. 当座預金			口座番号(右詰め)													
フリガナ																				
口座名義人																				

6 補助金申請の誓約・同意事項

次の内容を確認の上、☑を入れてください。

No.	チェックリスト	誓約及び同意内容
①	<input type="checkbox"/>	姫路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当しません。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していません。また、必要に応じて市が兵庫県警察本部に照会することについて同意します。
②	<input type="checkbox"/>	その他、姫路市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱の規定に従い、補助金交付後に、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚したときは、補助金を返還します。
③	<input type="checkbox"/>	申請書の内容を訂正する必要がある場合、職権による訂正を承諾します。

様式第3号（第9条関係）

補助金不交付決定通知書

姫路市指令環省家電第 号

年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付しないこととしたので、姫路市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

補助金交付請求書

（宛先）姫路市長

（請求者）住所 〒 _____

氏名 _____

電話番号 _____

姫路市省エネ家電買換え促進事業補助金について、姫路市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により補助金の交付を請求します。

補助金交付請求額	0,000 円
----------	---------

様式第6号（第12条関係）

姫路市指令環省家電第 号

年 月 日

補助金交付決定取消通知書

様

姫路市長

年 月 日付け姫路市指令環省家電第 号について、下記のとおり交付決定を取消したので交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金等の交付決定額 円
- 2 補助金等の交付取消額 円
- 3 取消しの理由

様式第7号（第14条関係）

財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

（請求者）住所 〒 _____

氏名 _____

電話番号 _____

姫路市省エネ家電買換え促進事業補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、姫路市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱第14条の規定により申請します。

記

1. 処分しようとする財産

品目： エアコン ・ 冷蔵庫

型番：

2. 補助金交付決定日

3. 処分の理由

様式第8号（第14条関係）

取得財産の処分等に関する承認通知書

姫路市指令環省家電第 号
年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付けで申請のあった取得財産の処分等に関する承認申請について承認したので、姫路市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。